

## 地域再生計画

### 1 地域再生計画の名称

始良市まち・ひと・しごと創生推進計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

鹿児島県始良市

### 3 地域再生計画の区域

鹿児島県始良市の全域

### 4 地域再生計画の目標

#### 【地域の現状と課題】

本市の人口は、1950年以降減少傾向であったが、1970年から1974年の第2次ベビーブームや新興住宅地の造成等により、1970年を境に増加し続け、2015年国勢調査における人口では75,169人となっている。住民基本台帳によると、2020年9月時点で77,645人となっている。近年では、2013年において女性が微減したものの、全体としては概ね増加傾向が続いている。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2045年には65,237人となる見込みである。

年齢3区分別人口構成の推移では、1985年以降老年人口の割合は増加が続く傾向にあり、1985年は10,055人であったが、2015年は21,858人となっている。0～14歳の年少人口は減少が続き、1985年は14,872人であったが、2015年は10,777人へ減少している。15～64歳の生産年齢人口は、1985年は41,903人であったが、2015年には42,403人となっている。高齢化率については、2015年は29.1%となり、超高齢化社会に突入している状態である。

人口増減の要因となる人口動態においては、出生者数の大きな増減は無いものの、死亡者数が増加していることから、自然動態は自然減で推移しており、2019年には313人の自然減となっている。一方、社会動態においては、転入者数の増加があったため、平成28年以降の人口増加に大きく影響しており、2019年には332人の社会増となっている。2018年の男女別・年齢別の人口移動を見ると、男女とも15～24歳の転出が

多くなっており、特に 15～19 歳は、高校生や大学生等が、進学や就職等により市外へ転出している状況であると想定される。また 2018 年の男女とも 25～44 歳の転入が多くなっており、同時に、0～14 歳の男女で転入が多くなっている。30 歳前後を子育て世代と想定すると、子育て環境を求めて転入していると考えられる。

本市の人口は概ね増加傾向であるが、将来的には減少傾向となることを見込まれており、こうした人口の変化により、小売店など民間の生活利便施設の閉店・撤退、地域の産業における人材（人手）の過不足、公共施設の維持管理・更新への影響、財政状況への影響といった課題が生じるものと考えられる。

なお、第 1 期始良市総合戦略の効果検証では、目標とした人口や出生数については達成の見込みがあるものの、人口増加の主要な要因である「社会増」については、目標達成に至っていない。このことは、子育て世代の転入が多いという従来からの傾向が続いているものの、若者の転出抑制などの新たな人の流れはできていない実態を反映している。また、前述のとおり、死亡数が増加傾向にあるものの出生数が横ばいであることから自然減は続いており、高齢化に伴う死亡数増加の可能性のあることを踏まえると、社会増への対策は引き続き講ずる必要がある。新規就業者についても、始良ふるさとハローワークにおける就職者に限定しているとはいえ、目標を下回っており、また、近年の有効求人倍率の高さから、雇用と求職のミスマッチが生じていることが明らかとなっている。

本市への転入については、2018 年の移動データによると全転入者 3,839 人のうち、県内からの転入者が 2,723 人と 71%を占めており、その中でも鹿児島市、霧島市からの転入者が多数を占めるなど、近隣都市のベッドタウン化の傾向が続いている。その鹿児島市や霧島市を含め県全体の人口は減少傾向にあることから、今後、社会増を見据えた人口増を図るためには、大都市圏を含めた広域的な人の流れを形成していく必要があり、移住・定住の前段階として「関係人口」の増加に向けた取組も重要となっている。

## 【基本目標】

前述の人口変化に伴い生じる課題に対応するため、第 2 期始良市総合戦略を踏まえ、本計画において次の基本目標を掲げる。また、次のとおり数値目標を基本目標ごとに設定する。

- ◆基本目標1 『働くなら“あいら”』  
活力ある産業を育み、安心して仕事ができる県央都市あいら
- ◆基本目標2 『訪れるなら“あいら”』  
人々が行き交う魅力あふれる県央都市あいら
- ◆基本目標3 『子育てなら“あいら”』  
結婚・妊娠・出産・子育ての希望がかなう県央都市あいら
- ◆基本目標4 『住むなら“あいら”』  
誰もが安心していきいきと暮らし、生涯活躍できる県央都市あいら

### 【数値目標】

5-2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2024年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	新規求職者に対する就職件数割合	44.7%	50%	基本目標1
イ	5年間の社会動態累計	2,624人の増加	3,000人の増加	基本目標2
ウ	5年間の年少人口増加数	387人の増加	500人の増加	基本目標3
エ	住みやすいまちであると感じている市民の割合	87.6%	95%	基本目標4

## 5 地域再生を図るために行う事業

### 5-1 全体の概要

5-2のとおり。

### 5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

- まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（内閣府）：【A2007】

## ① 事業の名称

始良市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 働くなら“あいら”事業

イ 訪れるなら“あいら”事業

ウ 子育てなら“あいら”事業

エ 住むなら“あいら”事業

## ② 事業の内容

ア 働くなら“あいら”事業

本市の地域特性や特徴的な資源、そして未来技術（Society5.0の実現へ向けた技術等）をいかして、地場産業の育成と新たな産業の創出を支援することにより、若者が安心して就労でき、働き続けられる環境をつくりだし地域経済の活性化を図るとともに、さらに、地域資源の地産地消を進め地域経済の好循環を創り出す事業。

### ○ 産業振興による地域経済活性化

#### 【具体的な取組】

- ・ 中小企業・小規模企業の支援強化
- ・ 担い手や新規就業など後継者の確保・育成、事業承継の支援
- ・ 商工会、農協、漁協、森林組合、金融機関等の関係機関との連携強化
- ・ 有機野菜、特用林産物等の生産・販路拡大
- ・ 農林水産物の販売拠点整備
- ・ 農商工連携等の推進とあいらブランドの確立
- ・ ICTやIoT技術を生かした省力化や高度機械化の推進
- ・ 市内企業による職場体験やインターンシップ等の体験教育の機会充実等

### ○ 新たな産業と多様な就労機会の創出

#### 【具体的な取組】

- ・ 新たな起業支援、企業誘致の推進・既存商店街の空き店舗活用
- ・ 若年層の転出抑制、都市部からのUIJターンの促進
- ・ 県や広域連携と合同による都市部からの就業・移住支援
- ・ 女性や高齢者等の再就職支援

- ・障がい者の雇用、就労支援
  - ・外国人労働者受入に対する支援
  - ・ハローワーク等との連携による雇用マッチング支援 等
- 地域資源の地産地消の促進
- 【具体的な取組】**
- ・地域資源を活用した再生可能エネルギー 生産の推進
  - ・再生可能エネルギーの地産地消システムの構築
  - ・特産品の販売促進、商品開発支援
  - ・農林水産品の地産地消の推進
  - ・農商工連携、農福連携による新たな製品の創出の支援
  - ・物産館等の充実
  - ・「あいらブランド」の確立 等

## イ 訪れるなら“あいら”事業

地域の魅力と地域資源を生かした地域ブランディングの確立を行い、訪れた人にとって満足度の高い観光地づくりを推進する事業。

居住地として、就労地として、交流する場として、そして学びの場として、まちの魅力をまるごとシティプロモーションすることにより関係人口の創出と交流人口の拡大を図り、移住・定住人口の増加を図る事業。

- 地域の魅力と地域資源を生かした観光振興
- 【具体的な取組】**
- ・観光PR、イベント等の開催
  - ・観光案内所、観光交流センターの活用、充実
  - ・古民家や既存公共施設等のリノベーション活用
  - ・霧島錦江湾国立公園や日本遺産等を生かした地域ブランディングの確立
  - ・自然、歴史、スポーツ施設など地域の特色を生かした誘客、交流の促進 等
- 関係人口、交流人口の創出・拡大
- 【具体的な取組】**

- ・地域おこし協力隊の活用の検討
  - ・都市部への戦略的なシティプロモーション
  - ・ふるさと納税者数、納税額の拡大
  - ・関係人口創出のため、あいらファンクラブ会員等の充実、強化
  - ・グリーンツーリズム、ブルーツーリズム等の推進
  - ・フットボールセンター等を生かしたスポーツツーリズムの推進
  - ・ホームページ、SNS等による地方暮らしの情報発信力強化
  - ・市出身者等のインフルエンサーの活用 等
- 広域行政など広域的な連携の推進

**【具体的な取組】**

- ・鹿児島県、始良伊佐地域管内の自治体、近隣自治体との連携強化
- ・かごしま連携中枢都市圏、錦江湾奥会議等との連携強化
- ・鹿児島県観光連盟、鹿児島県国際交流協会、鹿児島県特産品協会等の各種団体との連携強化
- ・各種組織、関係機関、団体等と協働によるプロモーションの強化
- ・公共施設や公共サービスの相互利用の充実
- ・産官学等との協働の推進 等

**ウ 子育てなら“あいら”事業**

一人一人の多様な生き方や価値観、意思を尊重しつつ、若い世代の結婚・妊娠・出産・子育てに関する希望がかなう社会を創るとともに、出会いから子育てに至る期間において切れ目のない支援に取り組み、子育てをしやすい、子育てがしたくなるまちづくりを推進する事業。

新しい時代の流れを力とし、未来を切り拓く人材を育てる教育を推進する事業。

- 出会い・結婚・妊娠・出産・子育てに対する切れ目のない支援体制の強化

**【具体的な取組】**

- ・結婚を希望する人に対する出会いの場づくり
- ・妊娠・出産・子育ての切れ目のない健康支援と育児支援の充実

- ・子どもの健やかな成長・発達に関する支援の充実
  - ・子育て世代に対する就職相談、情報提供
  - ・ライフデザイン教育の推進 等
- 仕事と子育てを支える地域づくり、環境づくりの推進
- 【具体的な取組】**
- ・保育体制強化のための保育補助人材等の配置支援
  - ・マザーズハローワーク等による復職支援の推進
  - ・潜在保育士の復職支援、雇用相談
  - ・各種保育サービスの充実、待機児童の解消
  - ・子どもとその家族、妊産婦を対象に相談や支援を行う総合窓口の設置
  - ・子どもに関する包括的な支援、虐待等の予防と早期発見
  - ・子育て家庭の交流拠点の設置
  - ・ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
  - ・病児、病後児保育の充実による子育てと仕事の両立支援 等
- 未来を切り拓く力と郷土愛を育む地域全体による協働の子育ての推進
- 【具体的な取組】**
- ・地域による郷土学習を交えた多様な自然体験活動等の充実
  - ・異年齢集団活動、世代間交流活動による健全な青少年の育成
  - ・新たな技術、科学的な見方や考え方を育む力の機会創出
  - ・生徒・学生に対する職場体験等を通じた地域産業の理解促進
  - ・中高生に対するふるさと教育の機会創出
  - ・高等教育機関の創設 等

## エ 住むなら“あいら”事業

県央に位置するという地理的優位性・利便性、そして発展可能性を最大限に活かしながら、安全で安心して暮らし続けることができる基盤づくりを行い、持続可能なまちづくりを推進する事業。

市民一人一人が、生き生きと自分らしく暮らし続けることができるように、保健、医療、介護、福祉サービスの充実と連携を推進し、性別や年齢、障がいの有無や国籍にかかわらず、誰もが居場所と役割を持ち生涯にわた

って活躍できる地域共生社会づくりを進める事業。

- 安全で安心して暮らし続けることができる、持続可能なまちづくりの推進

**【具体的な取組】**

- ・都市機能施設の誘導、居住誘導によるコンパクトシティの構築
- ・駅前広場、駅周辺環境整備
- ・雨水排水対策計画に基づく排水路整備
- ・公共交通空白地帯の解消と多極ネットワークの構築による交通体系の強化
- ・空き家、空き地対策の強化
- ・防犯・防災対策の強化、情報伝達の強化
- ・危機管理に対する啓発、市民意識の向上
- ・自主防災組織、消防団の育成・強化
- ・市民に対する標準的な応急手当の推進 等

- いきいきと自分らしく暮らし続けることができる環境づくりの推進

**【具体的な取組】**

- ・生涯を通じた健康づくり、疾病予防の支援
- ・全世代を対象とした地域包括ケアシステムの構築
- ・健康寿命の延伸を目指した人材育成
- ・心の健康づくりや自殺予防に関する正しい知識の普及
- ・地域共生社会づくりの推進
- ・大型グラウンドゴルフ場、コミュニティ広場の整備
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進 等

- 市民ひとりひとりが活躍し、主役となる共生協働の地域づくりの推進

**【具体的な取組】**

- ・自治会活動の推進
- ・校区コミュニティ協議会の取組への支援
- ・NPOやボランティア団体等への支援
- ・地域まちづくり活動の拠点施設整備
- ・地域の人材の掘り起こし、育成



- ・ 青少年教育、成人教育等の学習機会の充実
  - ・ 男女共同参画の推進
  - ・ 多文化共生の地域づくりの推進
- 等

※なお、詳細は第2期始良市総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

1,680,000 千円（2020年度～2024年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度8月に外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後速やかに始良市公式ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで

5-3 その他の事業

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2025年3月31日まで